

日本馬術連盟競技会規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第 5 編 総合馬術競技</p> <p>総合馬術ビジョン表明 <現行通り></p> <p>第 1 章 概 要</p> <p><501 は現行通り></p> <p>第 502 条 フォーマットとレベル <現行通り> (※別表 1 については修正あり)</p> <p><503～522 は現行通り></p> <p>第 6 章 選手と馬のウェルフェア</p> <p><523～524.2.2 までは現行通り></p> <p>524.2.3 ショートフォーマット競技 (CIC) のホースインスペクションにおける選択肢 ショートフォーマット競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。</p> <p>第 1 回ホースインスペクションを行わない競技会では、FEI オフィシャル獣医師が本総合馬術規程の第 524 条 1 に定める到着時の獣医検査で、<u>簡単な速歩検査を含めて馬の競技適性を審査しなければならない。</u> FEI オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技</p>	<p>第 5 編 総合馬術競技</p> <p>総合馬術ビジョン表明 <現行通り></p> <p>第 1 章 概 要</p> <p><501 は現行通り></p> <p>第 502 条 フォーマットとレベル <現行通り></p> <p><503～522 は現行通り></p> <p>第 6 章 選手と馬のウェルフェア</p> <p><523～524.2.2 までは現行通り></p> <p>524.2.3 ショートフォーマット競技 (CIC) のホースインスペクションにおける選択肢 ショートフォーマット競技では第 1 回ホースインスペクションの実施は任意であるが、これを行う場合には詳細を競技実施要項に記載しなければならない。</p> <p>第 1 回ホースインスペクションを行わない競技会では、FEI オフィシャル獣医師が本総合馬術規程の条項 524.1 に定める到着時の獣医検査で、馬の競技適性を審査しなければならない。FEI オフィシャル獣医師が競技出場には不適性であると判断した馬については、競技場審判団へ報告しなければ</p>

改正案	現行
<p>場審判団へ報告しなければならない。</p> <p>ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第2回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。</p> <p><524.3～527 までは現行通り></p> <p>第7章 競技ルール概略</p> <p><528～535.5 までは現行通り></p> <p>535.6.1 馬場馬術馴致 馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、<u>状況とタイムテーブルが許せば、組織委員会が同意した時間に、選手とグループは競技用アリーナの馬場外側を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。</u></p> <p>全天候型の馬場の場合、<u>タイムテーブルが許せば、組織委員会は馬場埒の内側および／または外側でのスクーリング（選手のみ）を許可することができる。</u></p> <p><535.7～536.1 は現行通り></p> <p>536.1.1 <u>総合馬術においては、馬場馬術アリーナの閉鎖は義務づけられない。</u></p> <p><536.2～538.1.3.a までは現行通り></p> <p>538.1.3 拍車</p>	<p>ならない。</p> <p>ショートフォーマット競技で障害馬術競技が最終競技となる場合は、第2回ホースインスペクションの実施が義務づけられる。</p> <p><524.3～527 までは現行通り></p> <p>第7章 競技ルール概略</p> <p><528～535.5 までは現行通り></p> <p>535.6.1 馬場馬術馴致 馬場馬術競技の前に競技用アリーナに馬を馴らすため、可能な状況であれば組織委員会が設定した時間に、選手とグループは競技用アリーナの埒外側を長手綱で常歩させたり引き馬することができる。</p> <p>全天候型の場合、組織委員会は馬場埒の内側および／または外側でのスクーリング（選手のみ）も認めることができる。</p> <p><535.7～536.1 は現行通り></p> <p><536.2～538.1.3.a までは現行通り></p> <p>538.1.3 拍車</p>

改正案	現行
<p>b) 輪拍－輪拍は3競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。</p> <p><538.1.4 は現行通り></p> <p>538.2 馬場馬術競技 538.2.1 狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；手袋；乗馬ズボンは白、淡黄褐色またはクリーム色；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；狩猟帽、保護用ヘッドギアもしくはトップハット。</p> <p><以下～538.2.2 までは現行通り></p> <p>538.3 クロスカントリー競技 クロスカントリー障害でのスクーリングを含め、この競技ではボディプロテクターの常時着用が義務づけられている。</p> <p><538.4～539.2.2 までは現行通り></p> <p>539.2.3 禁止される馬具 マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランスングレーンなど）、あらゆる形態の遮眼帯、耳栓、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と上記第 538 条 2.1 を参照。</p>	<p>b) 輪拍－輪拍は3競技種目と練習／ウォームアップで使用が認められる。輪拍を使用する場合は、輪の部分が垂直であり無理なく回転するもので、輪自体が丸く滑らかであること（先のとがっているものは認められない）。ポニー競技ではいずれの競技種目でも輪拍は認められない。</p> <p><538.1.4 は現行通り></p> <p>538.2 馬場馬術競技 538.2.1 狩猟用の上衣か乗馬クラブのユニフォーム；白いシャツとネクタイ；手袋；白、淡黄褐色またはクリーム色の乗馬ズボン；長靴（またはショートブーツにフルグレインのスムーズレザー・チャップス）；狩猟帽、保護用ヘッドギアもしくはトップハット；保護用ヘッドギアとトップハット／山高帽の着用については馬場馬術規程を参照のこと。</p> <p><以下～538.2.2 までは現行通り></p> <p>538.3 クロスカントリー競技 この競技ではボディプロテクターの着用が義務づけられている。</p> <p><538.4～539.2.2 までは現行通り></p> <p>539.2.3 禁止される馬具 マルタンガール、ビットガード、あらゆる種類の補助具（ベアリング、サイドレーン、ランニングレーン、バランスングレーンなど）、あらゆる形態の遮眼帯、耳栓、フード、鼻カバー、サドルカバーの使用は厳格に禁止され、これに違反した場合は失権となる。馬場馬術規程と第 538 条 2.1 を参</p>

改正案	現行
<p><以下～539.3 までは現行通り></p> <p>539.3.3 障害馬術競技－ブーツ <現行通り></p> <p><539.4～540 までは現行通り></p> <p>540.1 例外</p> <p>a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。</p> <p>b) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。</p> <p><540.2～541 までは現行通り></p> <p>第 8 章 馬場馬術競技 <現行通り></p> <p>第 9 章 クロスカントリー競技 <545～547 までは現行通り></p>	<p>照。</p> <p><以下～539.3 までは現行通り></p> <p>539.3.3 障害馬術競技－プロテクター <現行通り></p> <p><539.4～540 までは現行通り></p> <p>540.1 例外</p> <p>a) クロスカントリー競技中は鞭やヘッドギア、あるいは眼鏡を下馬せずに手渡してもらうことができる。</p> <p>b) 選手はフェンスジャッジに障害減点の有無を尋ね、確認することができる。</p> <p>c) 障害物地点で馬が逃避したため標旗を倒した場合、選手はフェンスジャッジに標旗の再設置を依頼できるが、そのタイムは差し引かれない。</p> <p><540.2～541 はまで現行通り></p> <p>第 8 章 馬場馬術競技 <現行通り></p> <p>第 9 章 クロスカントリー競技 <545～547 までは現行通り></p>

改 正 案

第 548 条 採 点

548.1 障害物での過失

過失	減点
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20
同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40
クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権
フランジブル装置の作動	減点 11 ^{1*}
危険な騎乗	減点 25
標旗の外側を飛越	減点 50

1*フランジブル装置が想定内の状況で作動（障害物の形状を変えるほどの馬の重圧が障害物に加わったための作動など）した場合、当該選手に減点 11 が適用される。

想定外の作動（僅かな接触による作動など）については、競技場審判団を現場に召集して判断し、減点を取り消すことがある。

減点を取り消すか否かの評価で、馬が倒れ込んだのかどうか、あるいは接触が前肢によるものか後肢によるものかを調査するために競技場審判団を現場に召集するのではなく、軽く触れただけで想定外の作動が発生したのかを調べるためである。この場合にのみ減点を取り消される。

フィールドオブプレイで生じた事例での競技場審判団の判定は競技中のパフォーマンスの事実検証に基づくものであり、一般規程（第 159 条）に則り、これに対する上訴は認められない。（JEF）

<548.2～549.1.3 までは現行通り>

現 行

第 548 条 採 点

548.1 障害物での過失

過失	減点
最初の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 20
同じ障害物での 2 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	減点 40
クロスカントリーコースでの 3 回目の拒止、逃避あるいは巻乗り	失権
クロスカントリーコースでの落馬あるいは馬の転倒	失権
フランジブル装置の作動	減点 11 ^{1*}
危険な騎乗	減点 25

1*「フランジブル装置の作動」での減点適用に関する説明と手順：

フランジブル装置が想定内の状況で作動した場合、当該選手に減点 11 が適用される（障害物に馬の重圧が加わったための作動など）。

想定外の作動（僅かな接触による作動など）については、競技場審判団を現場に召集して判断し、減点を取り消すことがある。

減点を取り消すか否かの評価で、馬が倒れ込んだのかどうか、あるいは接触が前肢によるものか後肢によるものかを調査するために競技場審判団を現場に召集するのではなく、軽く触れただけで想定外の作動が発生したのかを調べるためである。

フィールドオブプレイで生じた事例での競技場審判団の判定は競技中のパフォーマンスの事実検証に基づくものであり、一般規程（第 159 条）に則り、これに対する上訴は認められない。（JEF）

<548.2～549.1.3 までは現行通り>

改 正 案	現 行
<p>549.2 逃避 - 標旗の未通過 コースに配置された障害物あるいは障害パーツに向けられたものの、馬がこれを避けてその頭か頸、左右いずれかの肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過できなかった場合は、逃避とみなされる。 馬が明らかに障害物あるいは障害パーツを飛越しようとしたものの標旗を通過しそこねた場合、当該選手は以下のいずれかを選択できる： a) 馬を再度、障害物に向ける（自動的に減点 20 が加算される）、または b) 障害物あるいは障害パーツを正しくクリアできていない場合に走行を継続して減点 50 の加算を受ける（失権ではない） 注記：「馬の頭や頸、両肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過した場合、馬はこの障害物をクリアしたとみなされる。</p> <p><549.2.1～549.5.2 までは現行通り></p> <p>第 10 章 障害馬術競技 <現行通り></p> <p>付則 <付則 A～F-8 までは現行通り></p> <p>付則 F-9、F-10、付則 G、H、I は主催および公認競技会では適用しない。 <以下現行通り></p> <p>用語集 <抜粋> <現行通り></p> <p>別表 1 競技会のカテゴリーとレベル（502 条） ※差し替え（別紙）</p>	<p>549.2 逃避 コースに配置された障害物あるいは障害パーツに向けられたものの、馬がこれを避けてその頭か頸、いずれかの肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過できなかった場合は、逃避とみなされる。 注記：「馬の頭や頸、両肩が標旗で限界が示された障害物あるいは障害パーツの両端の間を通過した場合、馬はこの障害物をクリアしたとみなされる。</p> <p><549.2.1～549.5.2 までは現行通り></p> <p>第 10 章 障害馬術競技 <現行通り></p> <p>付則 <付則 A～F-8 までは現行通り></p> <p>付則 F-9、F-10、付則 G、H は主催および公認競技会では適用しない。 <以下現行通り></p> <p>用語集 <抜粋> <現行通り></p> <p>別表 1 競技会のカテゴリーとレベル（502 条）</p>

【改正案】

別表1 競技会のカテゴリとレベル (502条)

名 称	プレノビス EV80 (PN)	ノビス EV90 (N)	トレーニング EV100 (T)	CNC-Y クラス	CNC★ クラス	CNC★★ クラス	CNC★★★ クラス
対 象	新馬 新人	シニア チルドレン	シニア ジュニア	ヤング	シニア ★	シニア ★★	シニア ★★★
馬場馬術	総合馬術 初級課目 2008A	総合馬術 初級課目 2008A 中級課目 2017	2015 CCI/CIC ★B 総合馬術 上級課目 2017	2009 CCI/CIC ★★A	2015 CCI/CIC★ A/B A/奇数年 B/偶数年	2015 CCI/CIC★★ A/B A/奇数年 B/偶数年	2015 CCI/CIC★★★ A/B A/奇数年 B/偶数年
クロスカントリー							
全 長	1,500- 2,000m	1,800- 2,300m	2,000- 2,500m	2,500- 3,000m	2,400- 3,200m	2,800- 3,600m	2,800- 3,600m
最大速度	400mpm	450mpm	500mpm	500mpm	520mpm	550mpm	550mpm
最大飛越数	18 個	22 個	26 個	20-26 個	30 個	34 個	34 個
高 さ							
固定障害	H80cm	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H115cm
ブラッシュ	H100cm	H110cm	H120cm	H120cm	H130cm	H135cm	H135cm
幅							
一番高い部分	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W160cm	W160cm
土台	W120cm	W150cm	W180cm	W180cm	W210cm	W240cm	W240cm
高さのない 障害	W160cm	W200cm	W240cm	W240cm	W280cm	W320cm	W320cm
飛び降りの 高さ	H100cm	H120cm	H140cm	H140cm	H160cm	H180cm	H180cm
障害飛越							
距 離	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 400m	350- 450m	400- 500m	400- 500m
最大速度	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm	350mpm
障害数 /最大飛越数	9-10 /12	9-10 /12	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /13	10-11 /14	10-11 /14
高 さ	H90cm	H100cm	H105cm	H110cm	H115cm	H120cm	H120cm
幅 (一番高い部分)	W110cm	W120cm	W130cm	W130cm	W140cm	W150cm	W150cm
土台・三段	W130cm	W150cm	W170cm	W150cm	W190cm	W210cm	W210cm

(障害馬術)

※ アリーナの広さが 2300 平方 m 未満はどのレベルでも 325mpm

※ アリーナの広さが 5000 平方 m 未満は★★★も 350mpm